

子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

結果報告書

概要版



令和6年3月
大 津 市

I 調査の概要

調査の目的

本市における子育て支援の充実及び子ども・若者の健全育成や社会的自立を支援するための具体的な計画である「大津市子ども・若者支援計画」の次期計画（令和7年度から令和11年度まで）の策定にあたり、子どもとその保護者の家庭や学校での生活の実態、ひとり親家庭の生活の実態等を把握することを目的に調査を実施しました。

調査概要

- 調査地域：大津市全域
- 調査方法：電子アンケート形式
- 調査期間：①令和5年9月15日（金）～令和5年10月31日（火）
②令和5年8月4日（金）～令和5年9月15日（金）

①子どもの生活実態調査

	児童・生徒向け調査		保護者向け調査	
調査対象	市立小学校5年生	市立中学校2年生	小学5年生の保護者	中学2年生の保護者
対象数 ^(※)	3,018人	3,051人	3,018人	3,051人
有効回収数	2,121件	2,456件	1,529件	1,453件
有効回収率	70.3%	80.5%	50.7%	47.6%

(※) 対象数は令和5年5月1日時点の児童・生徒数であり、調査時点では概数です。

②ひとり親家庭生活実態調査

	ひとり親家庭向け調査				
調査対象	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者				
有効配布数	2,221人	有効回収数	637人	有効回収率	28.7%

等価世帯水準の考え方

本調査では世帯収入による結果の傾向の分析にあたり、主に等価世帯収入（世帯収入を世帯の人数の平方根で割ったもの）の考え方を活用しています。

※具体的には、世帯収入は選択肢の中央値（例：「50万円～100万円未満」であれば「75万円」）として設定し、世帯人員は調査票内の「同居家族の状況（同居家族の人数）」等から算出を行っています。

なお、収入区分は以下の3区分としました。

相対的低所得層	回答者の等価世帯収入を昇順に並べた時の中央値の1/2未満
準相対的低所得層	上記中央値の1/2以上、中央値未満
一般層	上記中央値以上

※なお、【子どもの生活実態調査】の中央値は「340万円」、【ひとり親家庭生活実態調査】の中央値は「125万円」です。

※集計結果はすべて、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、合計値が100.0%にならない場合があります。

グラフ及び表のn数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

※本書内の『前回調査』の記載は、「大津市子どもの健康・生活実態調査結果報告書」（平成30年3月）を資料としています。

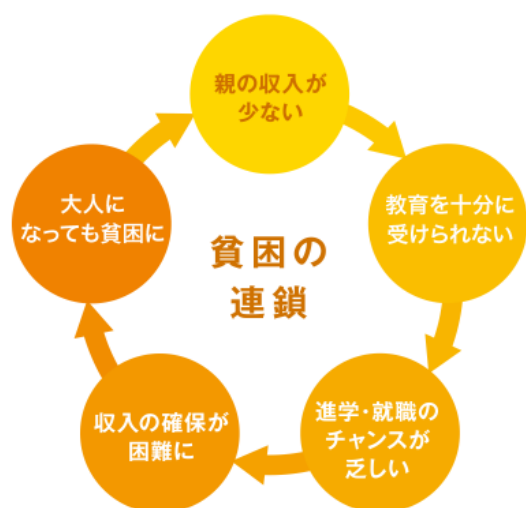
※①子どもの生活実態調査において、児童・生徒向け調査の回答結果と保護者向け調査の回答結果を、共通コードを設けることで突合しています。児童・生徒向け調査の回答結果を示している場合は青色のテーマカラーで「子」のアイコン、保護者の回答を示している場合はオレンジ色のテーマカラーで「親」のアイコンを付しています。

<参考>

子どもの貧困とは

生まれ育った環境によって、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない状態であり、全体と比較して生活水準が低い状態（相対的貧困）も含まれます。

また、子どもの貧困は、子どもの進学や就職といった将来にも影響し、次世代へ連鎖します。この連鎖から抜け出すための支援として「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策が進められています。



こどもの貧困対策の4つの柱

教育の支援

幼児期から高等教育まで教育費の負担を軽減



保護者の就労の支援

ひとり親などの就労、学び直しや職業訓練を支援



生活の支援

親の妊娠期から暮らしの課題・悩みを解決



経済的な支援

生活費や進学等に必要な支出を支援



出典：こどもの未来応援国民運動ホームページ

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ

Ⅱ 本市における子どもの貧困の実態について

✓ 世帯の経済状況

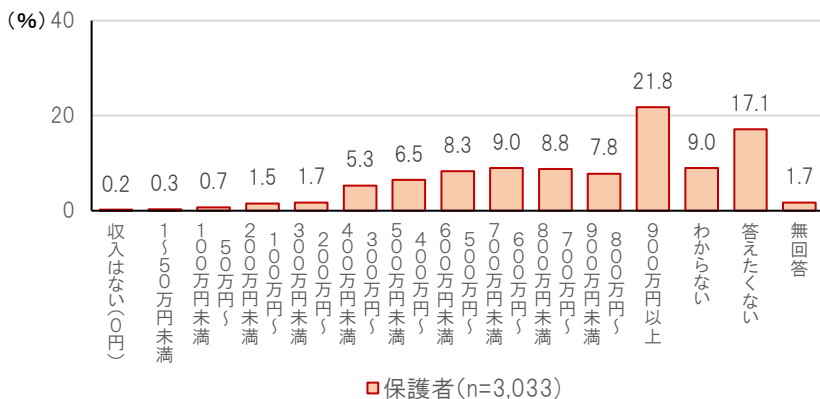
相対的低所得者層の約7割で生活が苦しく、食事や身だしなみ、趣味等での経済的困難が見られる。

世帯の年間総収入は「900 万円以上」が 2 割以上を占めて高く、年間総収入と世帯人員から算出した所得区分をみると、相対的低所得層が 5.9%、準相対的低所得層が 29.8%となっています。

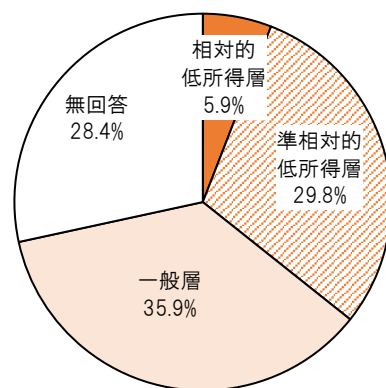
所得区分別でみると、相対的低所得層では、暮らしが苦しい（「大変苦しい」「やや苦しい」）と回答する割合が高く、家族形態では「ひとり親家庭」の割合が高くなっています。また、経済的な理由で購入・出費を控えたこと、生活での困難を経験したことの割合が、他の層に比べて高くなっています。

◆世帯の経済状況 親

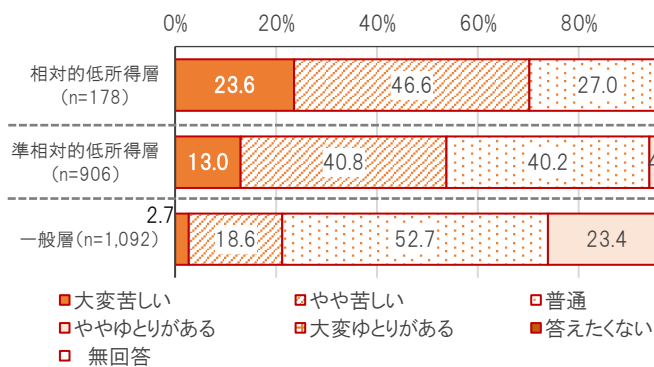
①年間総収入



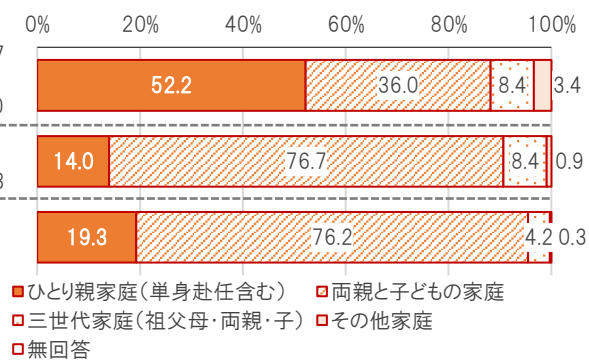
②等価世帯収入水準



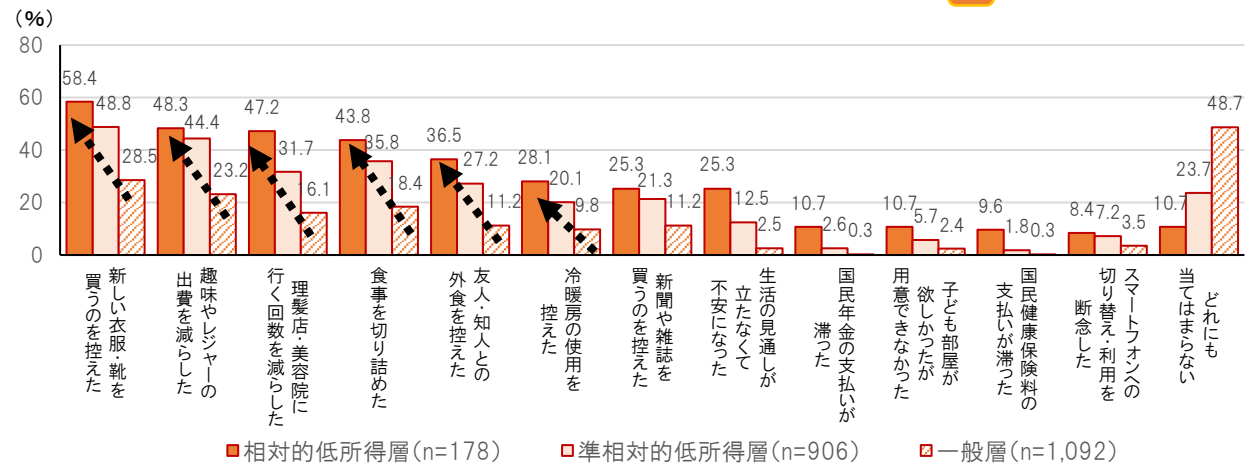
◆暮らしの状況 親



◆ 家族形態 親



◆経済的な理由で経験したこと（相対的低所得層の上位12位）



子どもの健康状態

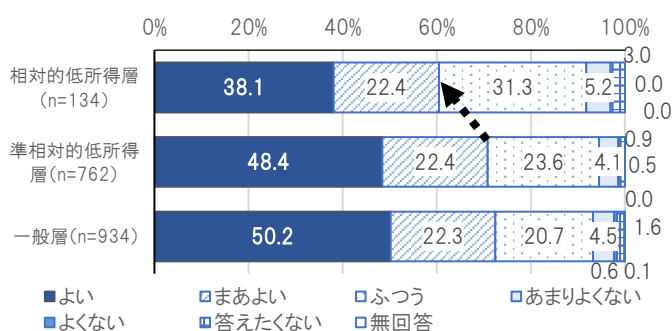
相対的低所得層で、子どもの健康維持、毎日の食事提供、虫歯の把握ができていない割合が高い。

相対的低所得層では、他の層に比べて朝食や長期休暇中の昼食の頻度が少なく、健康状態がよい（「よい」「まあよい」）の割合が低くなっています。また、保護者から見て、子どもの健康状態がよいのは、およそ8割となっているのに対し、子ども自身の回答では、健康状態がよいのは、およそ6～7割と低くなっています。

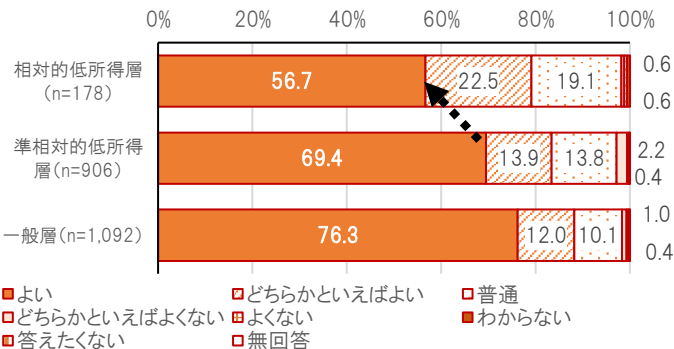
子どもの虫歯の本数については、低所得層であるほど「0本」の割合が減少しており、「わからない」の割合が増加しています。

◆子どもの健康状態 親 子

①子どもの回答

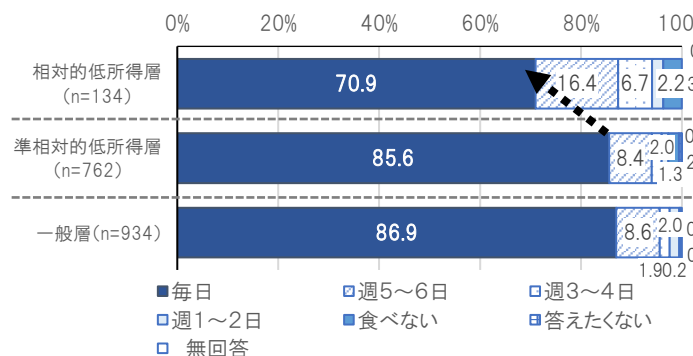


②保護者の回答

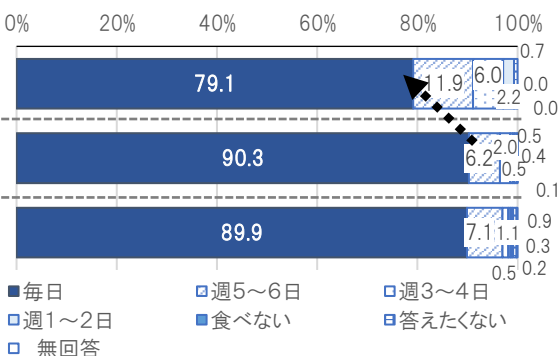


◆子どもの食事の頻度 子

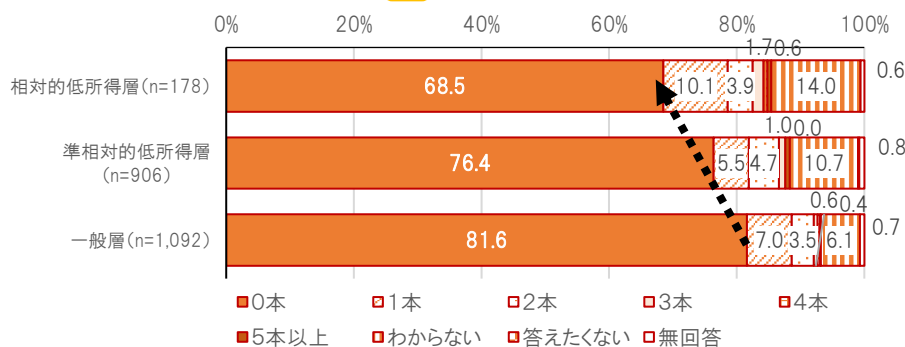
①朝食



②長期休暇中の昼食



◆子どもの虫歯の本数 親



子どもとその保護者が抱える悩み

低所得層では、経済面以外の負担感も高くなっている。また、支援には情報の充実だけではなく、手続きや相談先に関する説明、プライバシーへの配慮が求められている。

子どもの成長や接し方の不安感や体力的・精神的・経済的な面では、低所得層であるほど不安や負担感が増加する傾向がみられます。

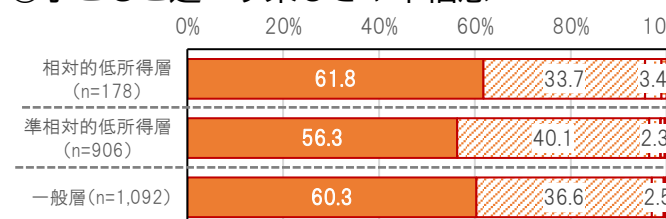
必要・重要だと思う施策では、低所得層ほど生活費や教育費の支援を求める割合が高くなっていることから、経済的負担の軽減策の充実が必要です。また、自分の進路や勉強に悩む子どもが一定数おり、低所得層ほど無償の学習支援を望む保護者も多いことが分かります。

支援の必要な人が適切な支援につながるよう、情報提供の充実とともに、支援にあたって申請の手間の簡素化や相談窓口等の情報提供、プライバシーへの配慮が望まれています。

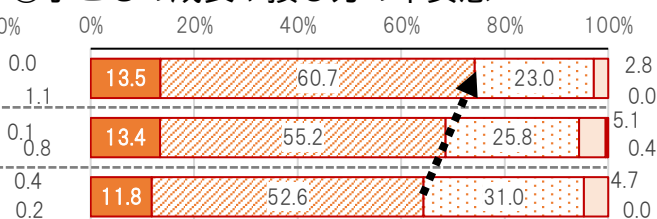
子育てで感じること

親

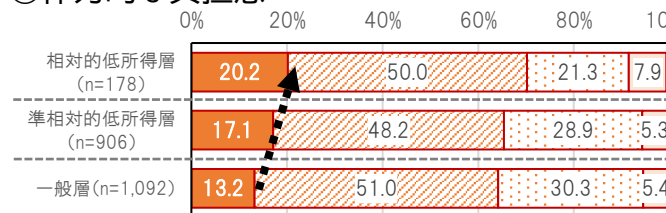
①子どもと過ごす楽しさや幸福感



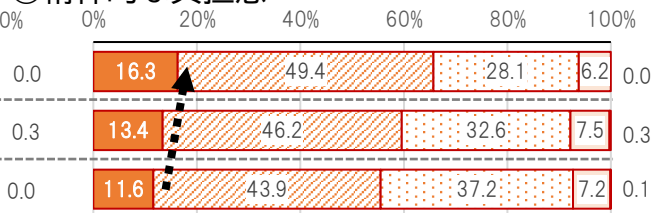
②子どもの成長や接し方の不安感



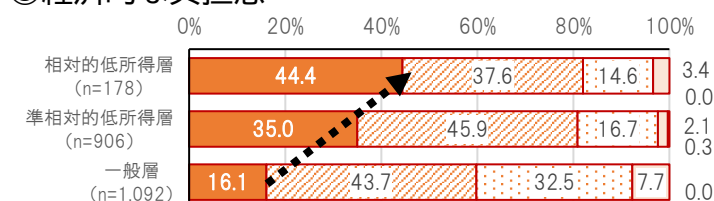
③体力的な負担感



④精神的な負担感



⑤経済的な負担感



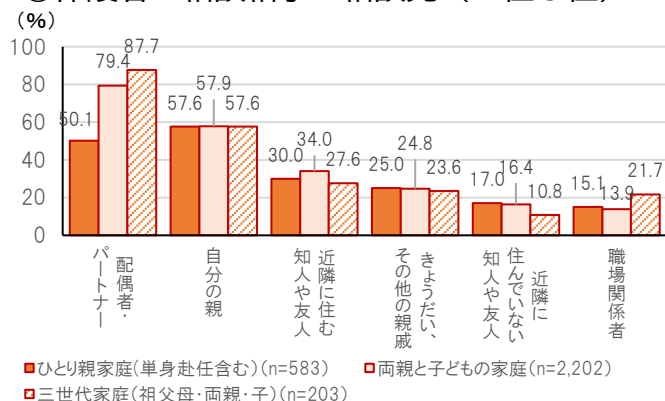
■いつも感じる
 ■ときどき感じる
 ■あまり感じない
 ■まったく感じない
 ■答えたくない
 ■無回答



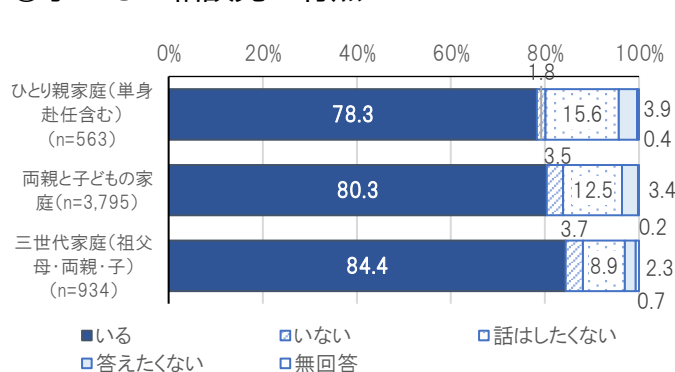
困った時や悩みについて

親子

①保護者の相談相手・相談先（上位5位）

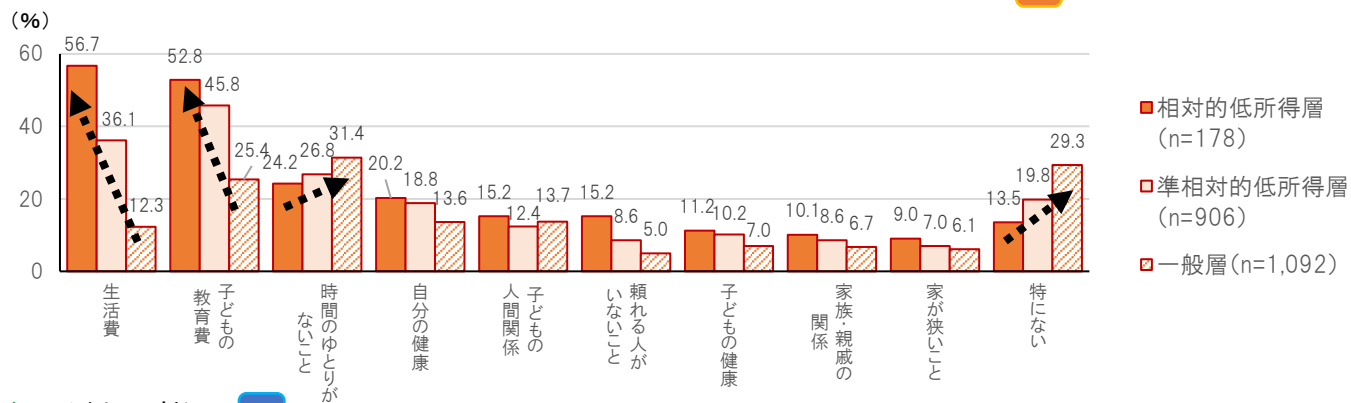


②子どもの相談先の有無



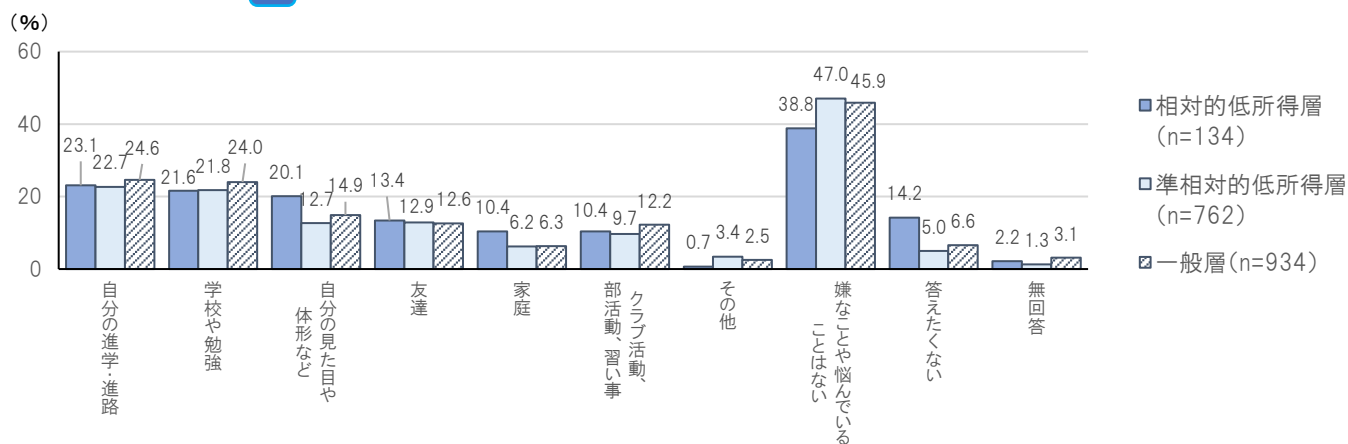
◆保護者が日常的に困っていること（相対的低所得層の上位 10 位）

親



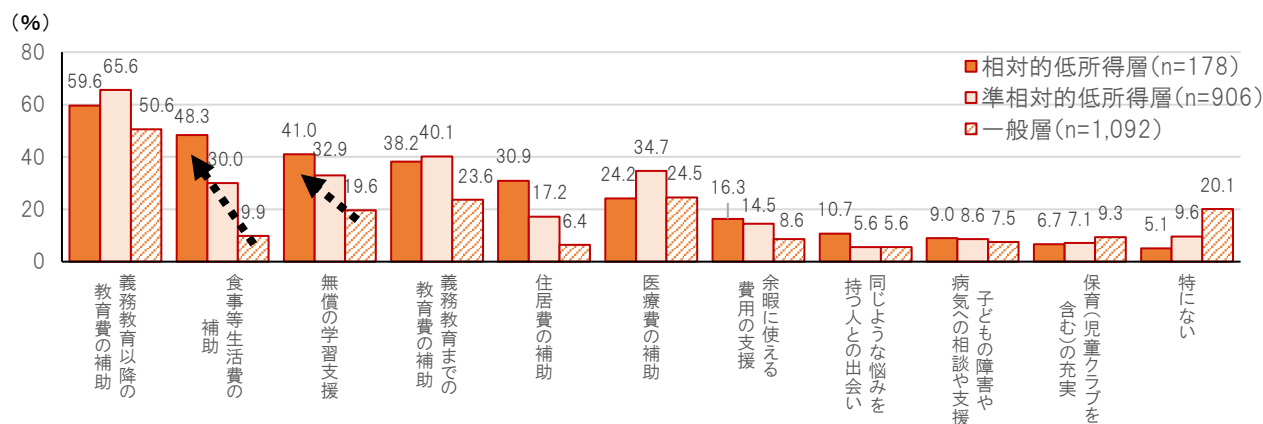
◆子どもの悩み

子



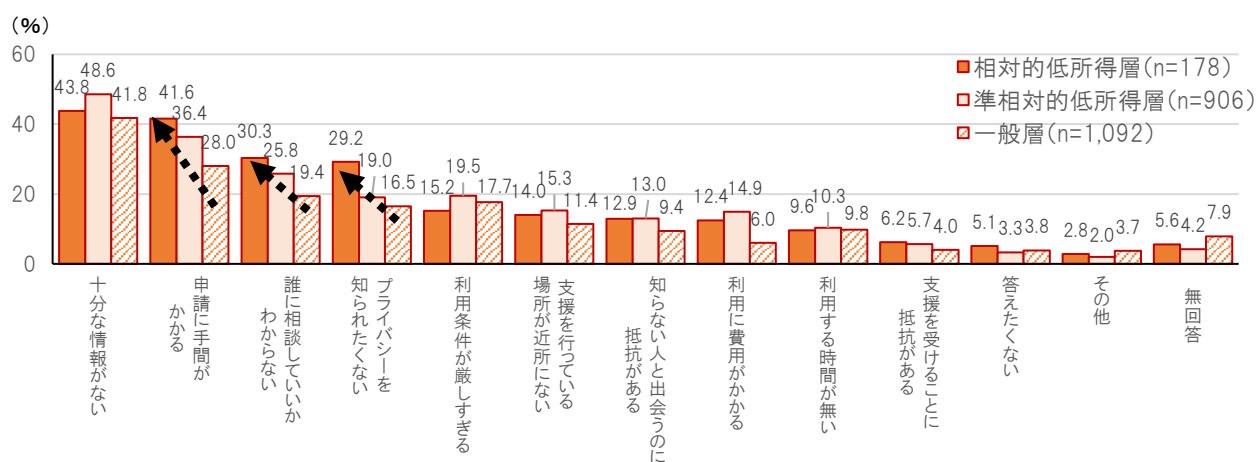
◆現在必要としていること、重要だと思う支援（相対的低所得層の上位 10 位）

親



◆支援を受けるにあたって支障となること

親





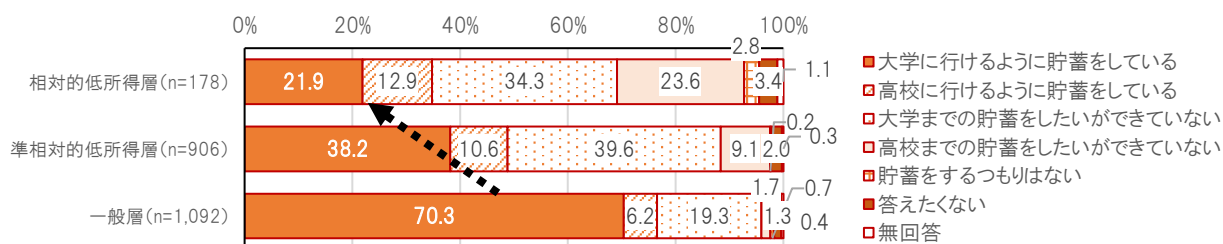
子どもの学力や将来の進学

大学進学に向けた貯蓄の経済的な面と子どもの学力向上の両面での支援が望まれる。

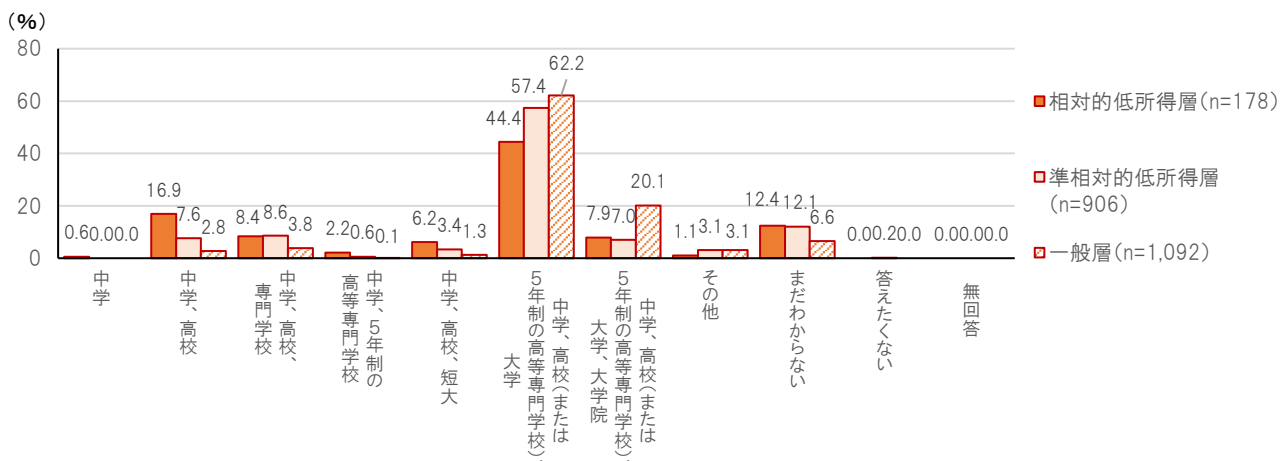
保護者が希望する子どもの進学先は、所得区分別にかかわらず大学までが高い一方で、貯蓄に関しては低所得層であるほど「大学までの貯蓄をしたいができていない」現状がみられます。また、進学にあたっては、経済面だけでなく、子どもの学力が支障となることが、低所得層ほど傾向としてみられます。

子どもの学力については、低所得層であるほど、学校の授業での理解度が低く、また、学校以外での勉強において「お家の人に教えてもらう」や「塾で勉強する」割合が低いなど、保護者の認識と同様に学力面での課題がみられます。

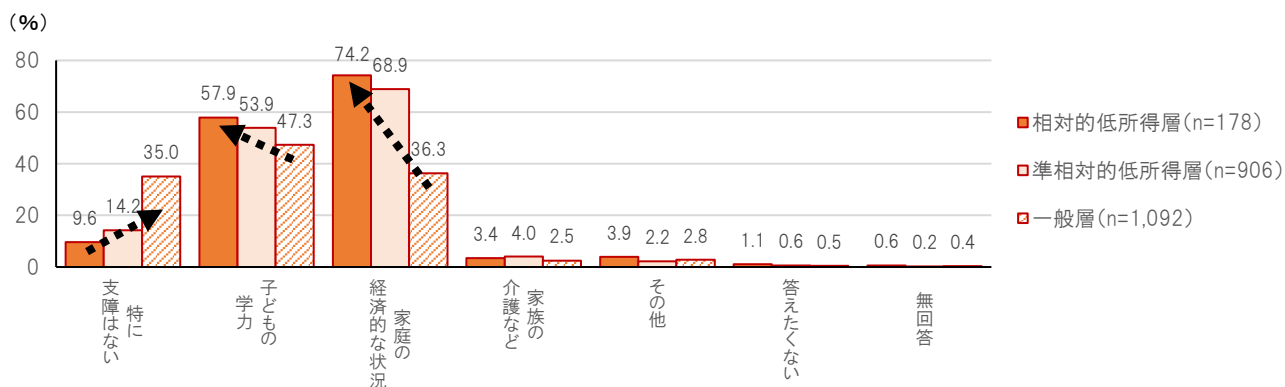
◆子どもの将来の教育費用についての貯蓄 親



◆子どもの進学の希望 親

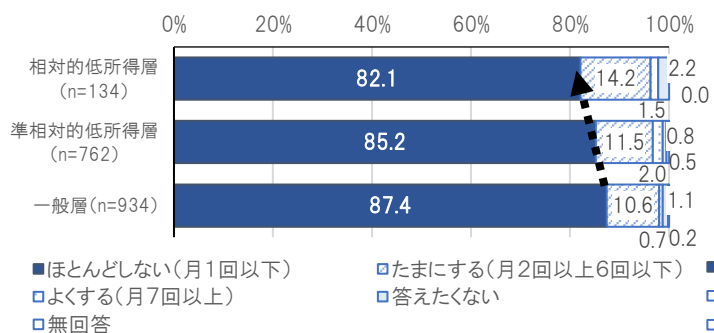


◆進学にあたって支障となる問題 親

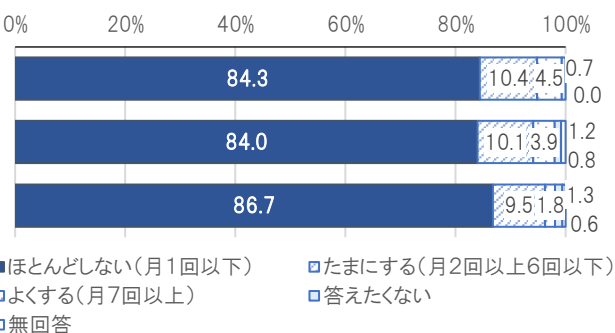


◆子どもの学校生活 子

①学校の欠席状況

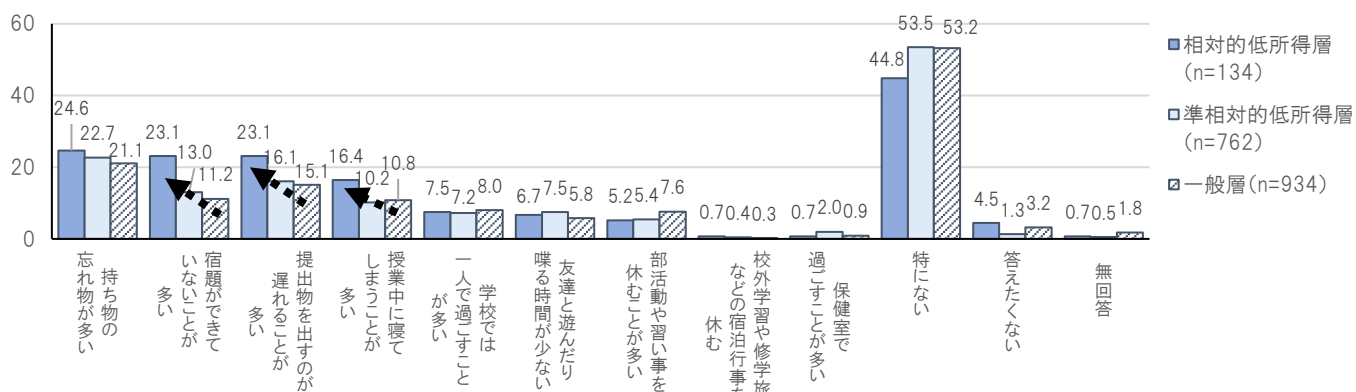


②学校の遅刻、早退状況

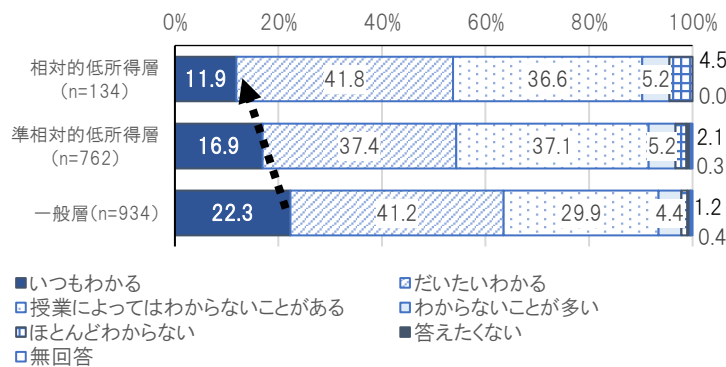


③学校生活であてはまること

(%)

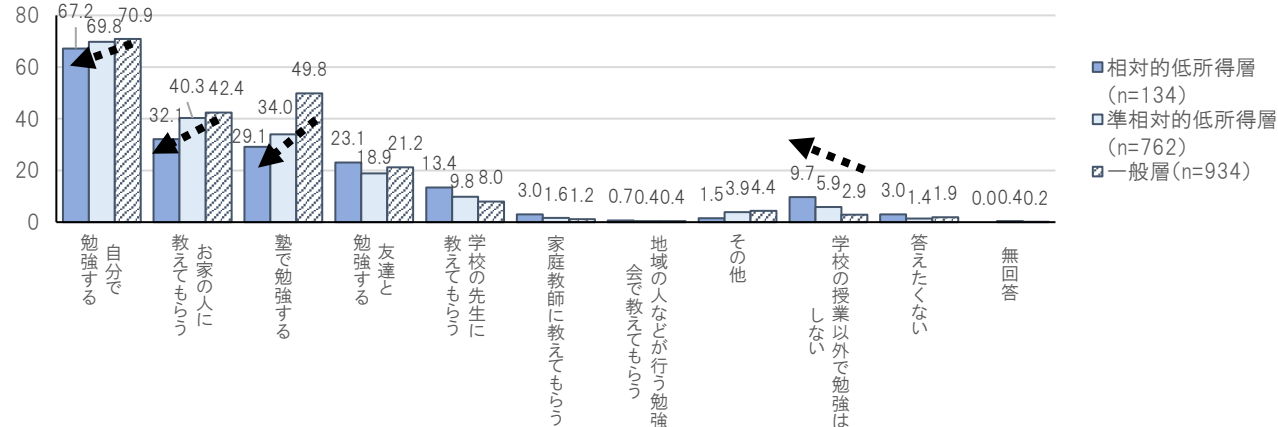


④学校の授業でわからないことの有無



⑤学校の授業以外で宿題を含む勉強の有無

(%)



Ⅲ 本市における子どもが担う家族の世話に関する実態について

子どもが担っている家族の世話の実態

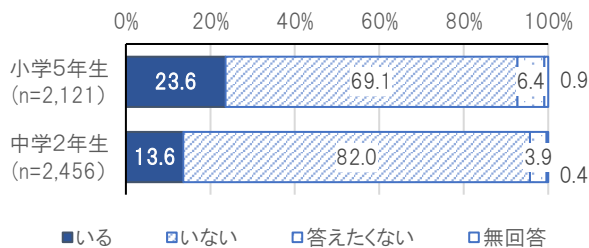
周囲の友達にも知られずに家族の世話をしている子どもがいる。

家庭で家族の世話をしている割合は、小学5年生で2割以上、中学2年生で1割以上となっています。幼いきょうだいの世話をしている子どもが多い一方で、親や祖父母の世話をしているケースも一定数みられます。多くのケースで家族と分担して世話を担っている子どもが多い一方で、高齢の家族の世話や障がいのある家族の世話を自分だけで担っているケースもみられます。

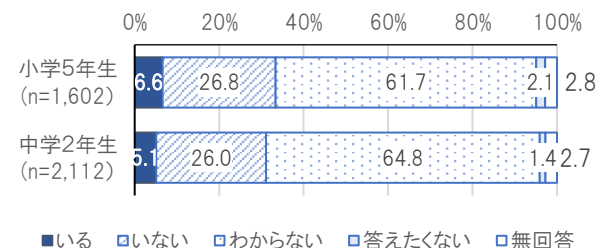
また、世話をしていると回答した子どものうち、ほぼ毎日3時間以上の世話をしている子どもは、小学5年生の8.2%、中学2年生の6.3%でした。家族の世話をしていないと回答した児童・生徒に家族の世話をしている友達がいるかどうか聞いたところ、小学5年生で6.6%、中学2年生で5.1%がいると回答しており、周囲の友達にも認識されながら家族の世話をしている児童・生徒が一定数存在します。

◆家庭内で世話をしている人・世話をしないこと困る人 子

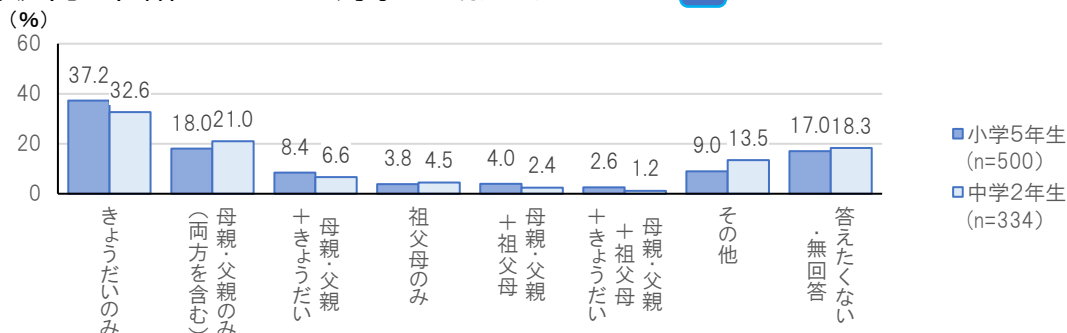
①家庭内で該当する人の有無



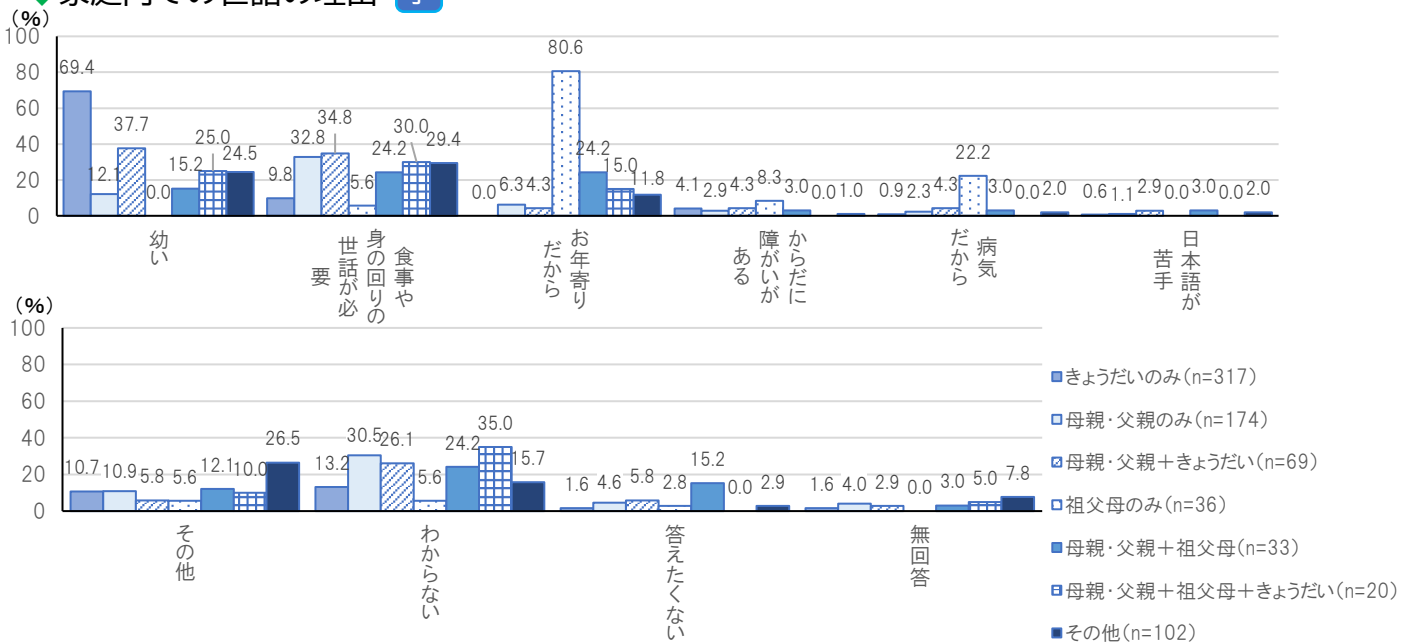
②家族の世話をしている友達の有無



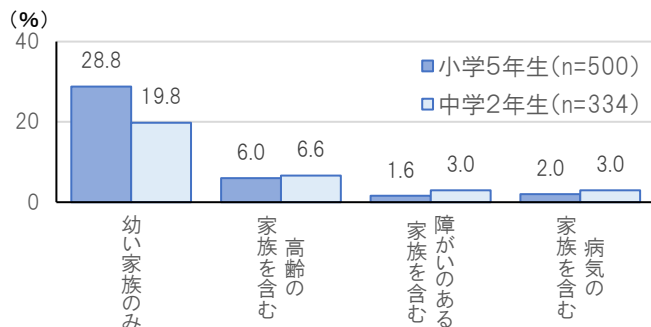
◆家庭内で世話をしている対象 ※特定の項目で整理 子



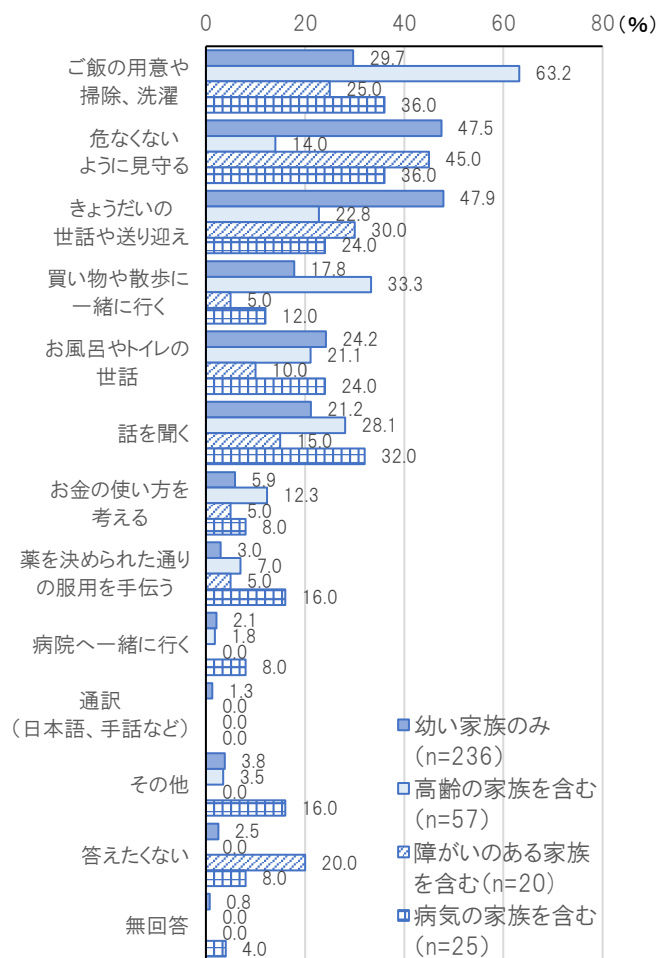
◆家庭内での世話の理由 子



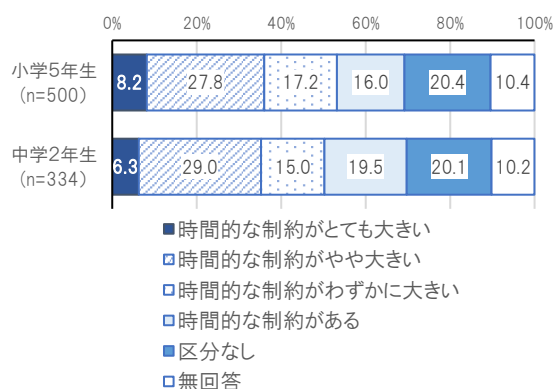
◆家庭内での世話の理由区分 ※特定の項目で整理



◆家庭内で行っている世話の内容



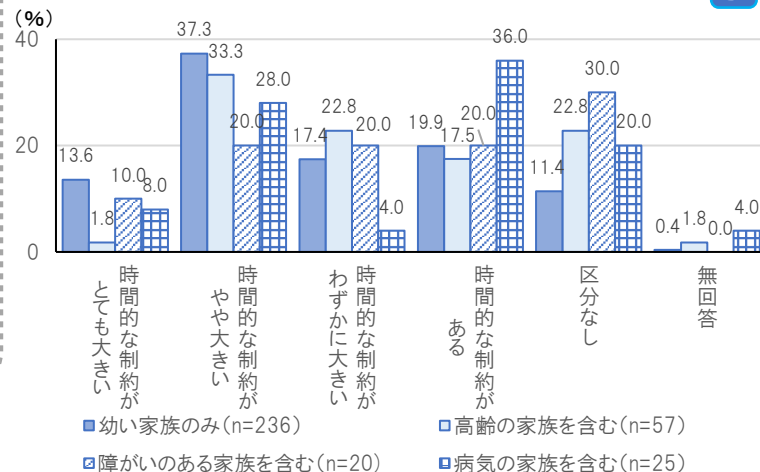
◆家庭内で世話による時間的制約



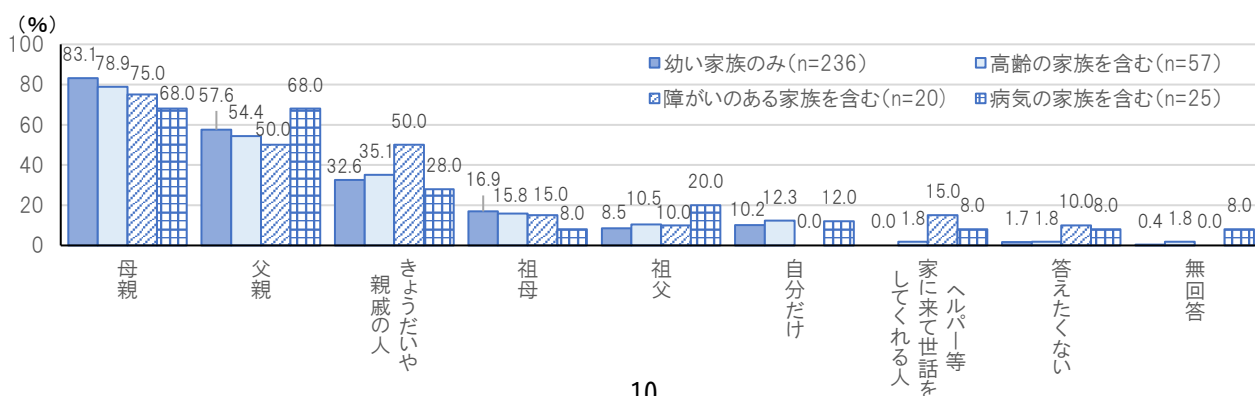
<参考>時間的制約の考え方

		平日 1 日あたりの時間数				
		1 時間 まで	1 時間 ～ 3 時間	3 時間 ～ 7 時間	7 時間 より 多い	答え たく ない
頻 度	だいたい 毎日	制約が やや大きい	制約が とても大きい			
	1 週間に 3 ～ 5 日	制約が わずかに大きい	制約が やや大きい			
	1 週間に 1 ～ 2 日	制約が わずかに大きい				
	1 か月に 1 ～ 4 日	制約がある				
	2 ～ 3 か月に 1 日ぐらい					
	答えたくない				区分なし	

◆世話の1週間あたりの日数と1日あたりの費やす時間で整理



◆家族の世話を一緒にしてくれる人





世話の負担が子どもの生活に与える影響について

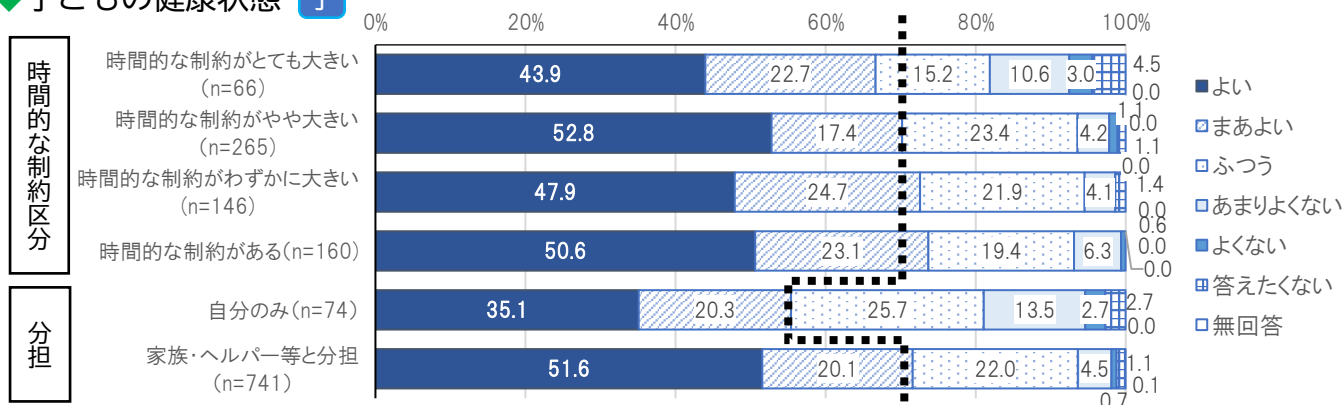
時間的な制約が大きいことや、子どもだけが世話を担っていることによる負担が、子どもの健康状態や学校生活に影響を与えている。

時間的な制約の大きさにかかわらず、健康状態がよい（「よい」「まあよい」）がおよそ7割となっていますが、世話の分担が自分のみの場合は、健康状態がよい割合が55.4%と大きく低下しています。

時間的な制約が大きくなるほど学校の欠席、遅刻、早退を「たまにする」割合が他に比べて高く、自分の好きなこと、友達と遊ぶこと、勉強、睡眠がやりたくてもできていない割合が高い傾向にあり、日常生活での自由な時間が少なくなっています。

また、病気の家族がいる子どもは、学校生活で忘れ物や提出物の遅れ、宿題ができていないこと、授業中の居眠りをしてしまう割合が高く、学校生活に支障をきたしていることがうかがえます。

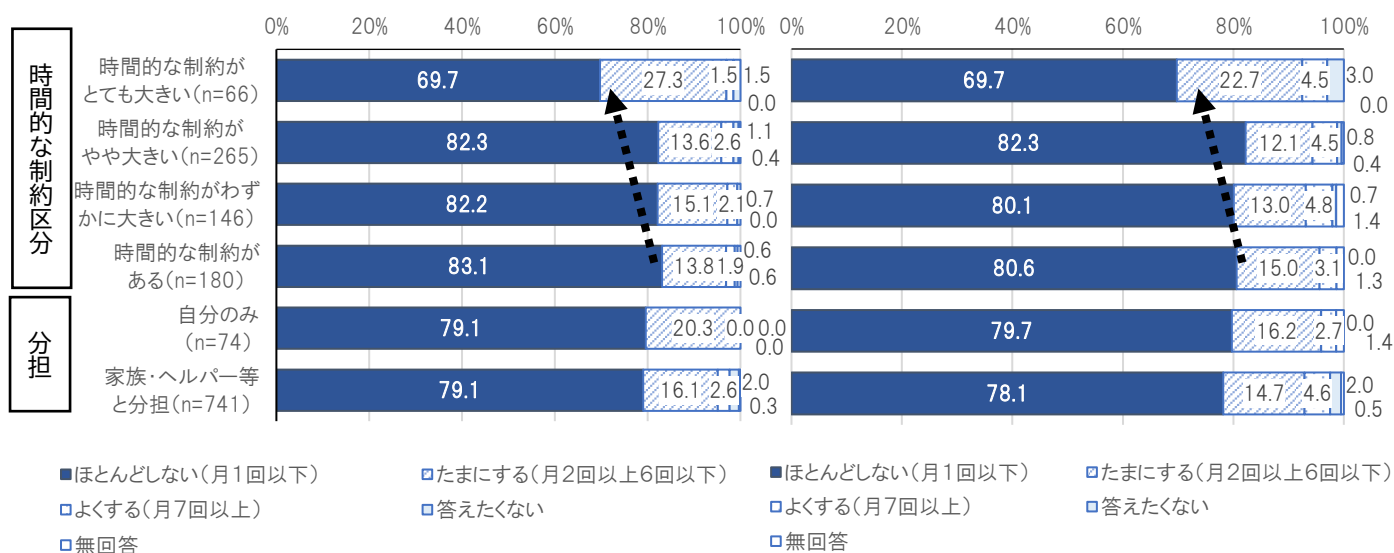
◆子どもの健康状態



◆学校の欠席、遅刻、早退の頻度

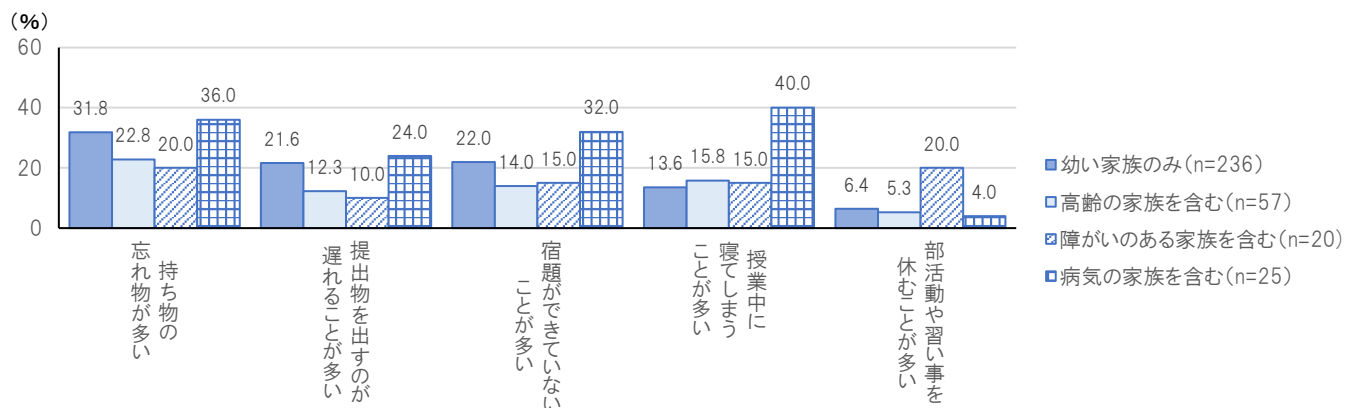
①欠席

②遅刻、早退

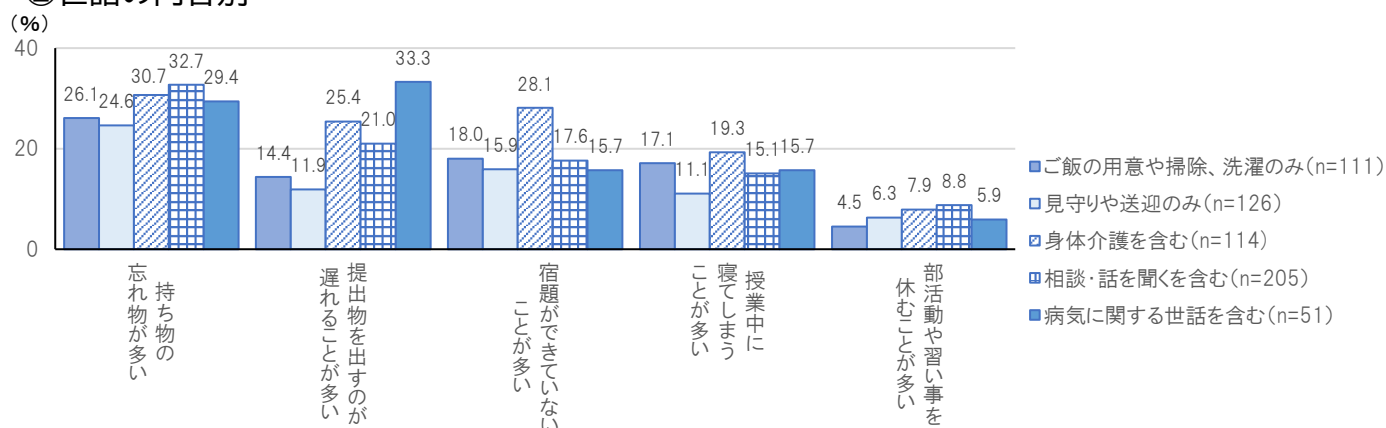


◆学校生活で当てはまること（上位5位） 子

①世話の理由別

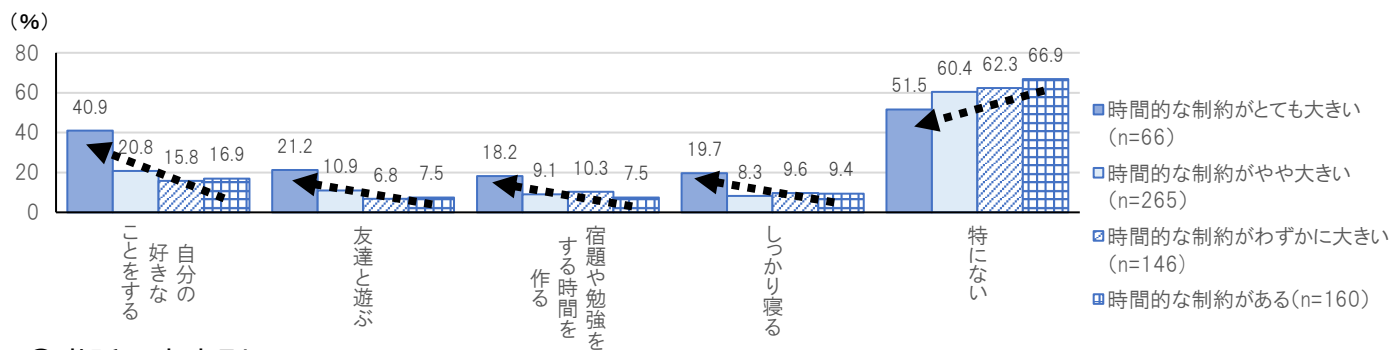


②世話の内容別

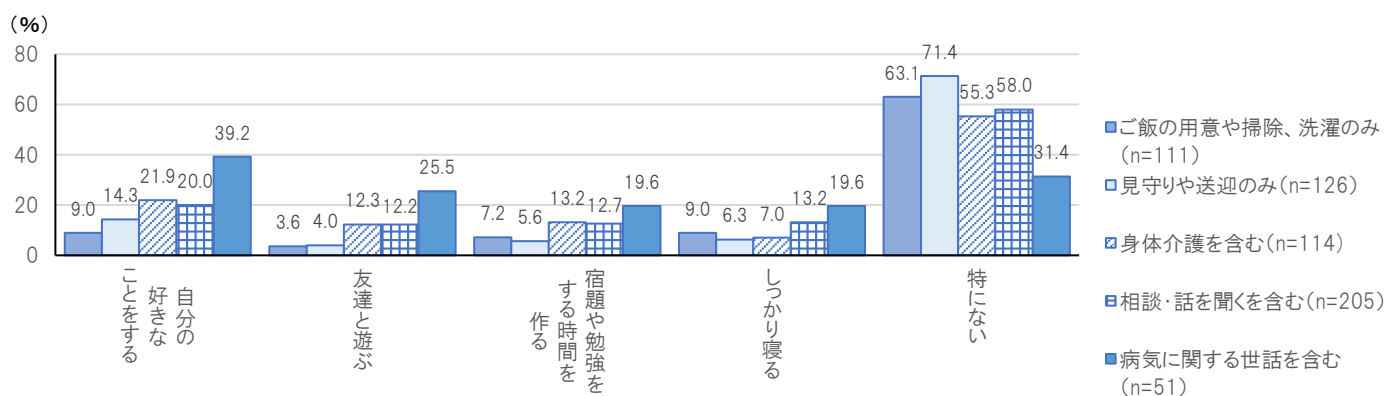


◆世話によりやりたくてもできないこと（上位5位） 子

①世話の時間的な制約別



②世話の内容別





世話に関する子どもの相談状況

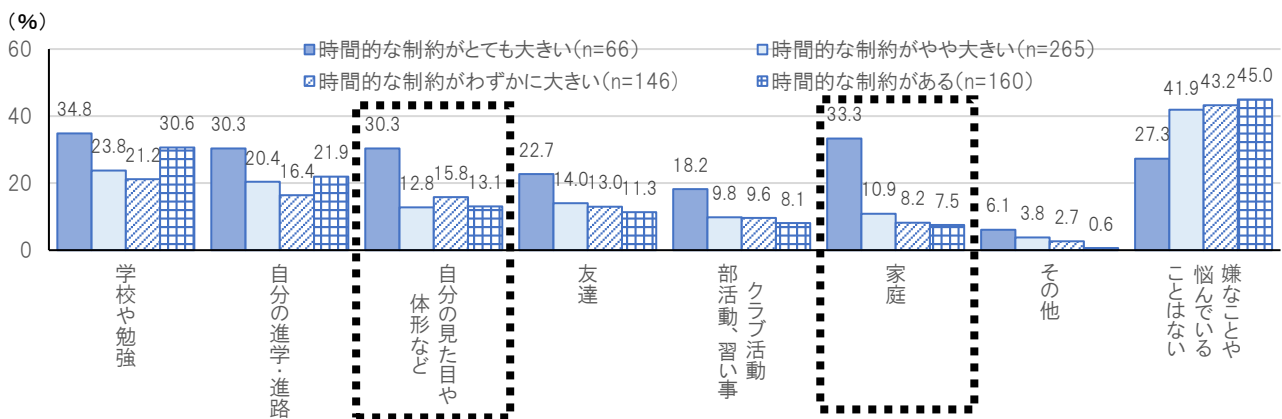
世話を担っている子どもの多岐にわたる悩みの内容と、希望する相談方法に対応する必要がある。

時間的制約がとても大きい子どもは、学校、勉強、進学、見た目や体形、友達、クラブ活動等、家庭など多岐にわたる悩みを抱えており、特に「家庭」と「自分の見た目や体形など」が高い傾向にあります。

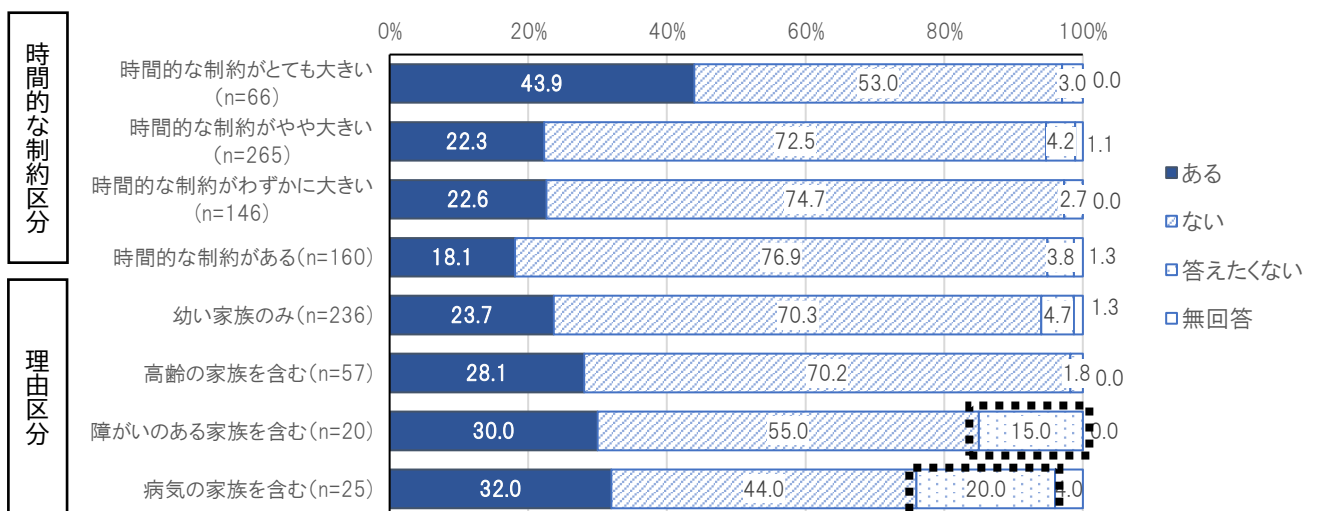
また、世話に関して相談した経験の有無については、時間的な制約の大きさにかかわらず5～7割が「ない」と回答しています。世話をしている家族に障がいがある人や病気の人がいると、相談先の有無を「答えたくない」割合が増加するなど、プライバシーへの配慮の必要性がうかがえます。特に、障がいのある家族がいる場合、相談しない理由として「相談しても何もかわらない」が18.2%と相談に対する無力感を抱いている傾向にあります。

相談の方法としては、実際の相談方法、希望する相談方法ともに「直接会って」が高く、対面での相談の重要性が示されています。一方で、SNSや電話の希望も一定数あることから、多様な相談方法が必要とされています。

◆子どもの悩み（上位8位） 子

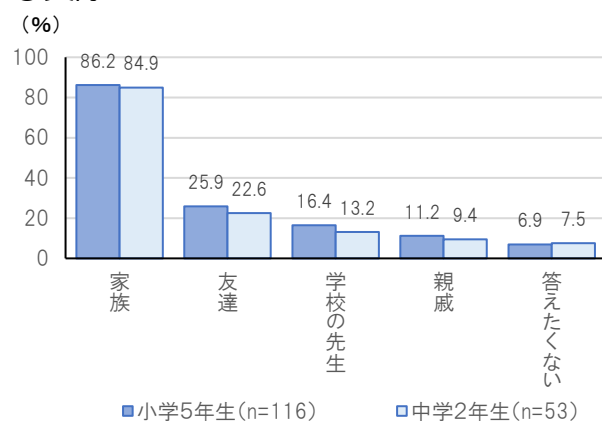


◆世話をしている家族や世話の困りごとについての相談した経験の有無 子

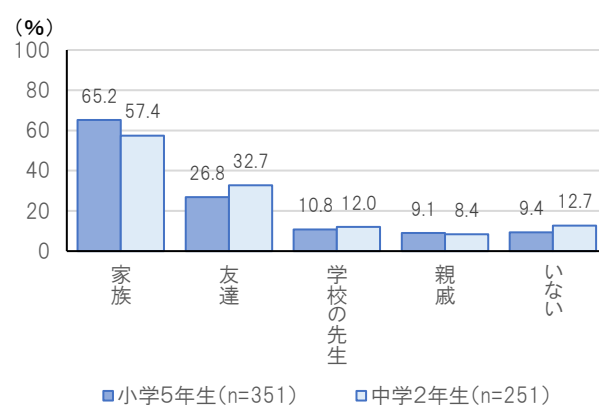


◆相談相手（上位5位） 子

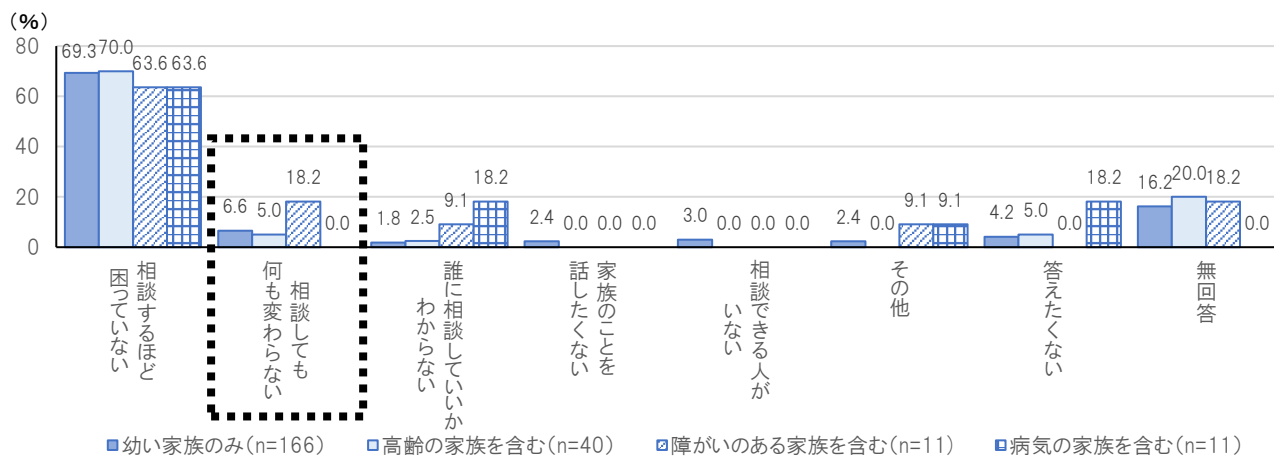
①実際



②希望

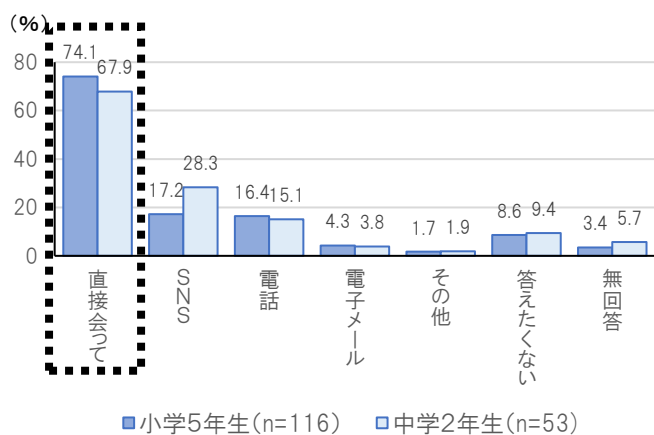


◆相談しない理由 子

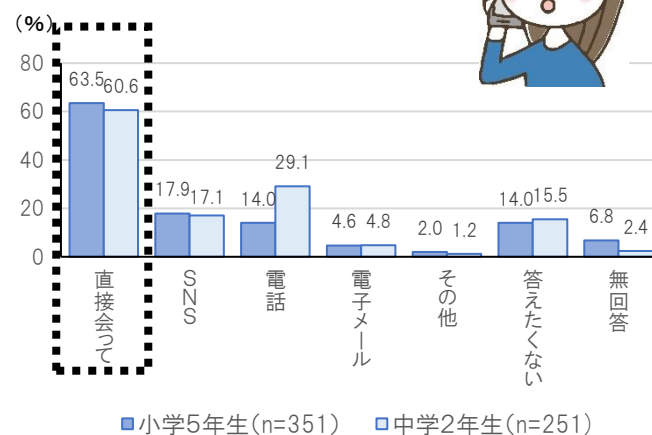


◆話をしたり相談したい方法 子

①実際



②希望





ひとり親家庭での養育費と親子交流の実態

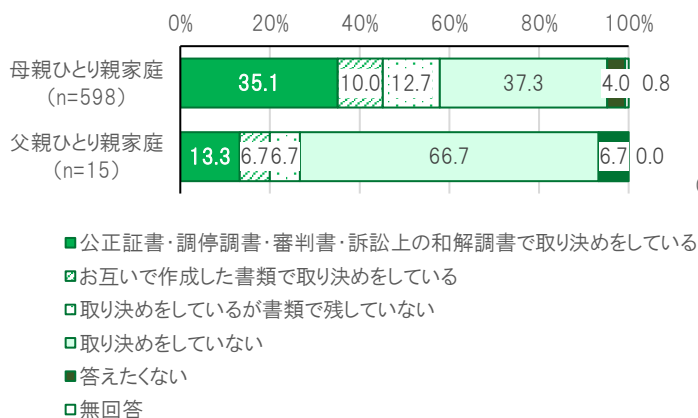
養育費と親子交流のいずれも父母間での取り決めをしている割合は増加しているが、相手との関わりを避けることを理由に養育費の受け取りや親子交流が行われていない割合が高い。

養育費や親子交流（面会交流）に関して、前回調査時点より何らかの形で取り決めていない割合が増加しており、取り決めをしていない場合、養育費の受取や親子交流（面会交流）を行わない割合が高くなっています。

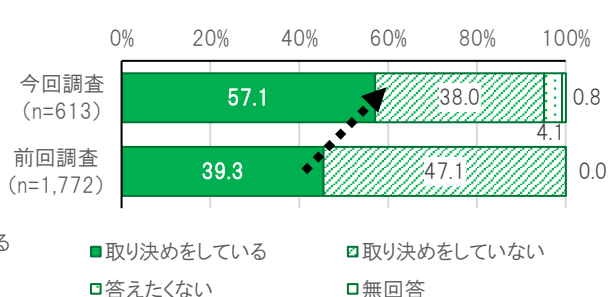
また、養育費を受け取らない理由や、親子交流（面会交流）を行わない理由はともに、「相手と関わりあいたくない」「相手と会いたくない」ことが最も多くなっています。

◆子どもの養育費に関する取り決め状況

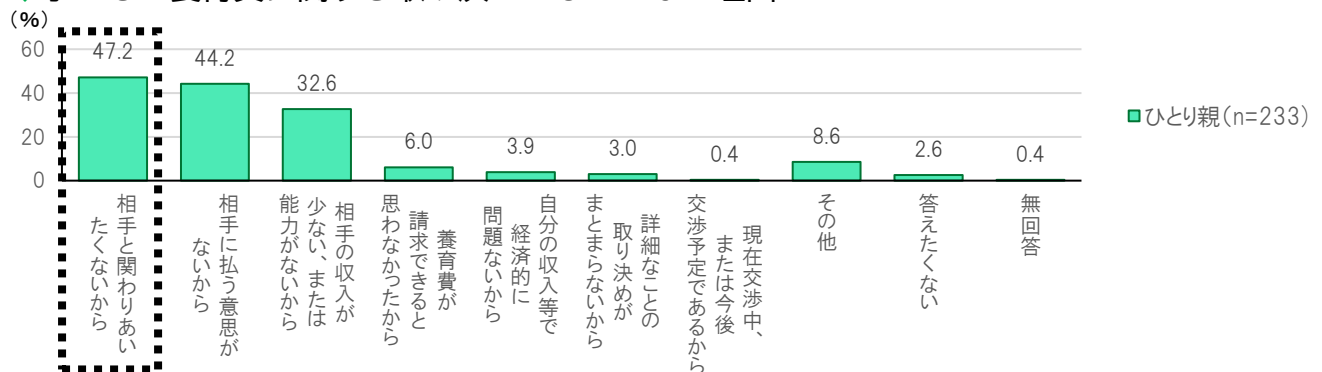
①母子、父子家庭別



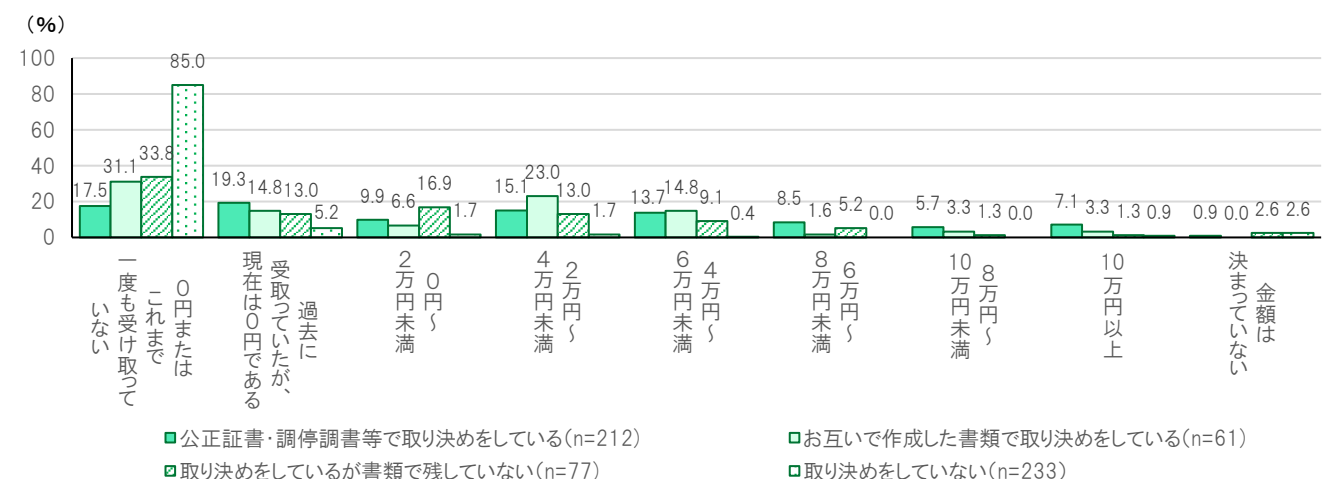
②経年比較（参考）



◆子どもの養育費に関する取り決めをしていない理由

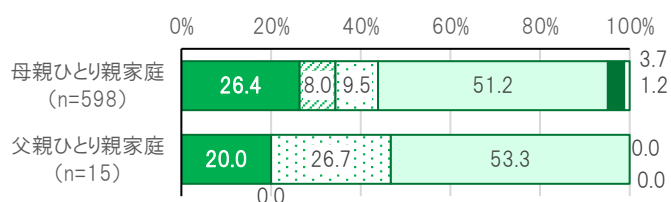


◆養育費の現在の受取状況



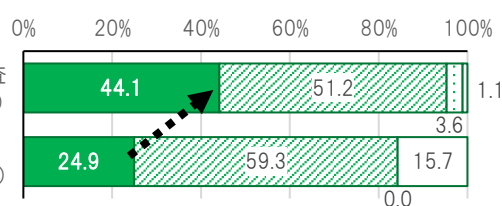
◆親子交流（面会交流）に関する取り決め状況

①母子、父子家庭別



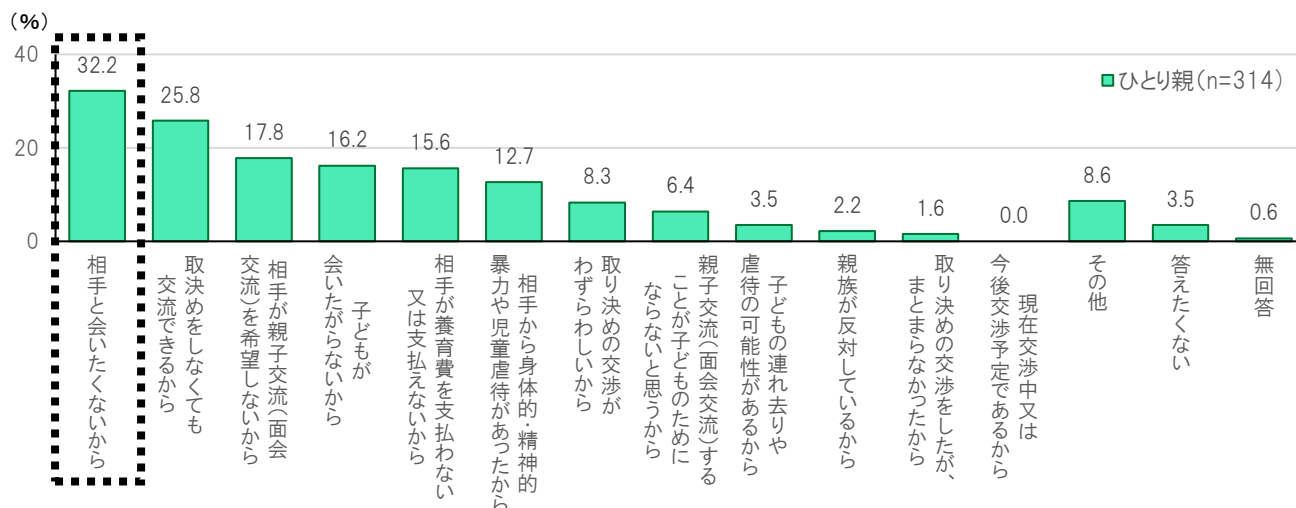
- 公正証書・調停調書・審判書・訴訟上の和解調書で取り決めている
- お互いで作成した書類で取り決めている
- 取り決めているが書類に残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない

②経年比較（参考）

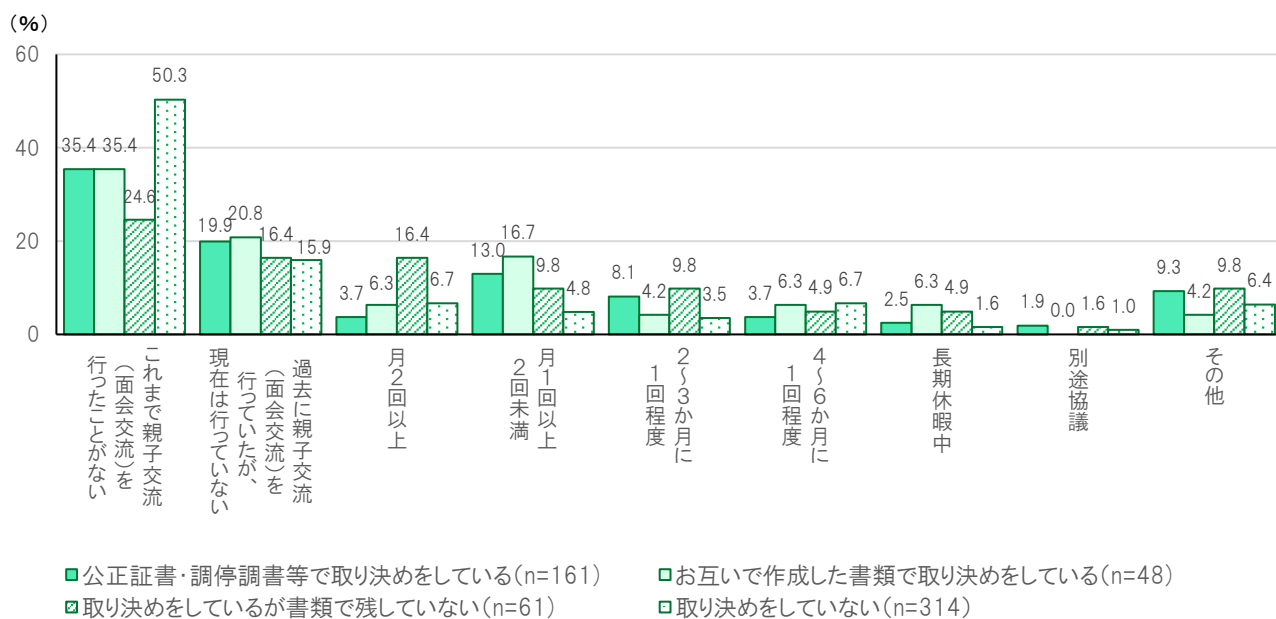


- 取り決めている
- 取り決めているが書類に残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない
- 取り決めているが書類で残していない

◆親子交流（面会交流）の実施の取り決めでしていない理由



◆親子交流（面会交流）の現在の実施状況



- 公正証書・調停調書等で取り決めている(n=161)
- お互いで作成した書類で取り決めている(n=48)
- 取り決めているが書類に残していない(n=61)
- 取り決めているが書類で残していない(n=314)



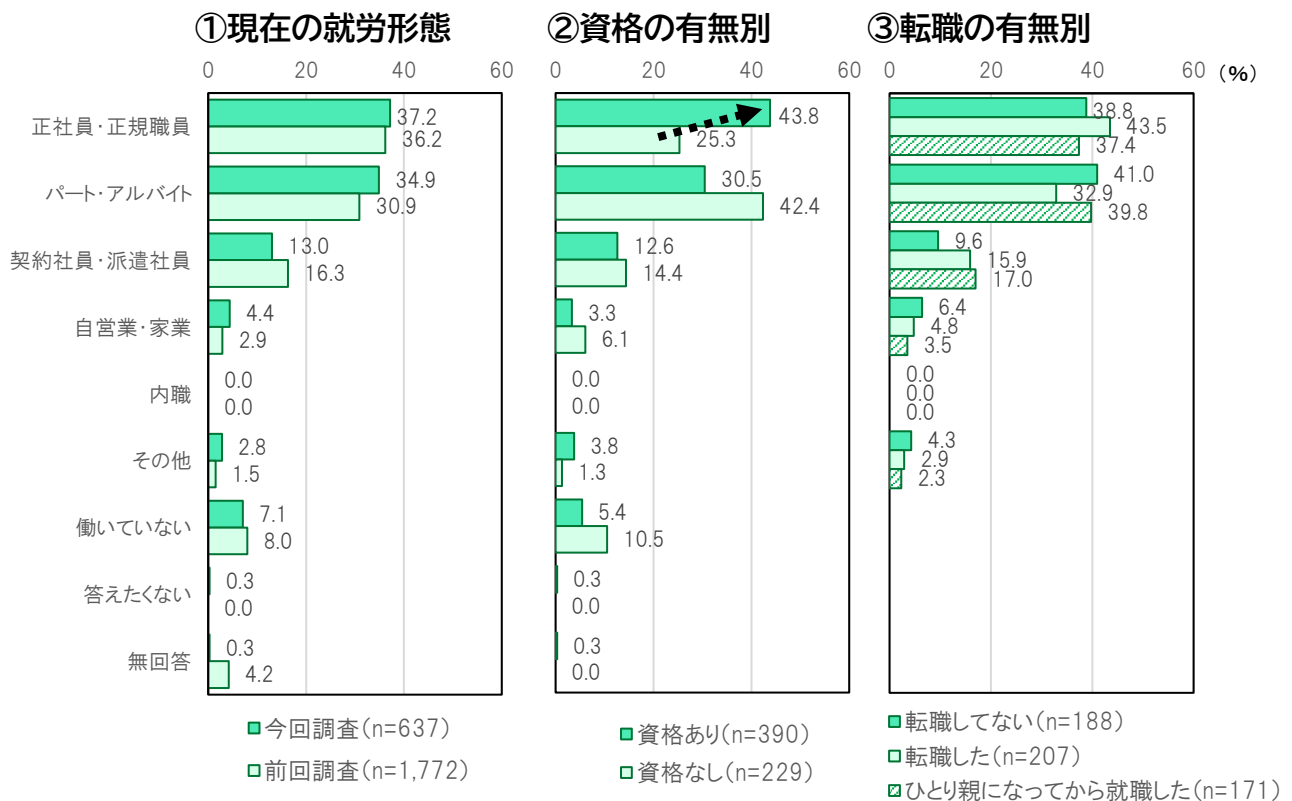
ひとり親の就労状況と就労支援

正社員就労では資格の有無、休職活動では就労支援・資格取得支援事業の認知度向上が重要となる。

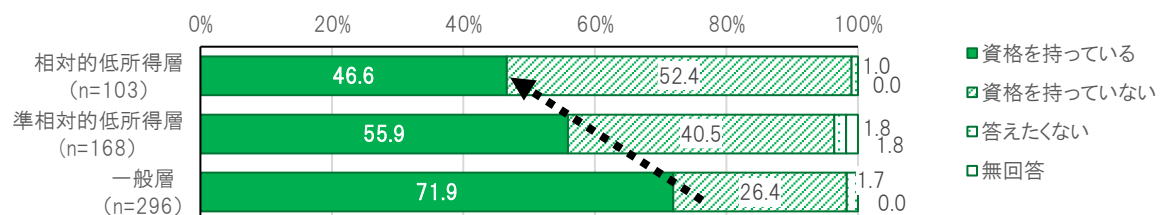
ひとり親の就労形態は、前回調査時点と大きく変わらない一方で、資格を持っている場合、「正社員・正規職員」の割合が高くなっています。また、資格の取得については、低所得層であるほど取得率が低い傾向にあります。

就労支援や資格取得支援事業の認知によって、「休職中の育児の支援がなかった」や「気軽な相談先がなかった」ことを求職活動上の困難として挙げる割合が低くなっており、事業周知の重要性がうかがえます。

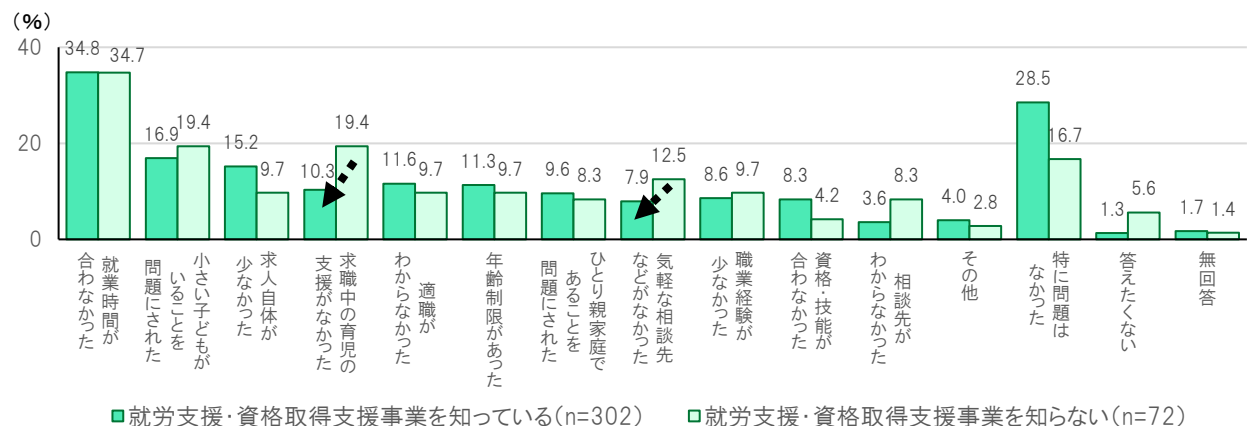
◆就労形態



◆資格の有無



◆求職活動上の問題





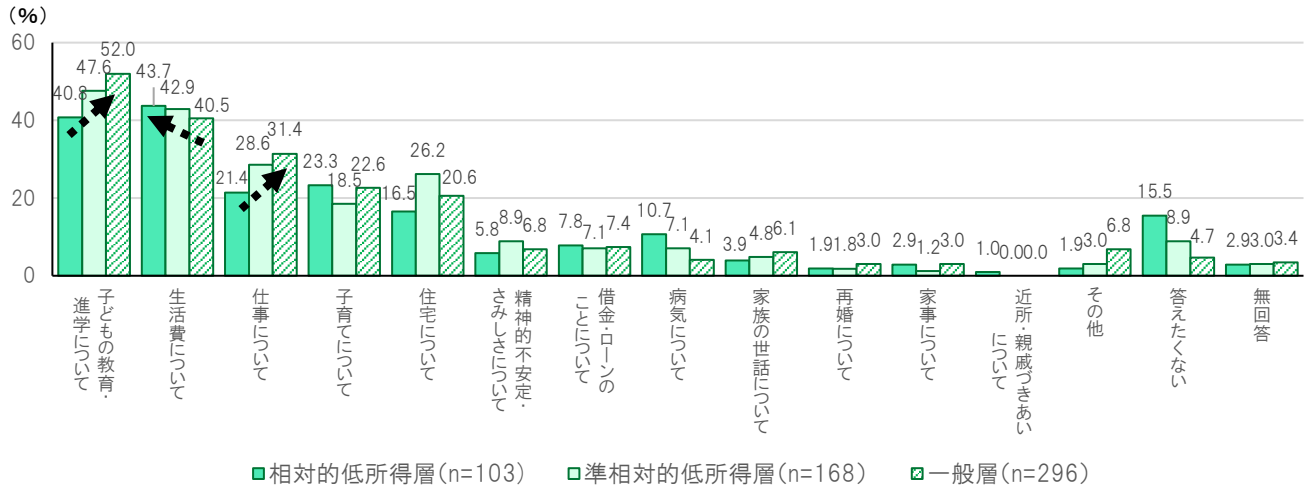
ひとり親の相談したい悩みの内容と相談先

相談したい悩みが多岐にわたっていることに対して、相談を希望しない人が一定数みられる。

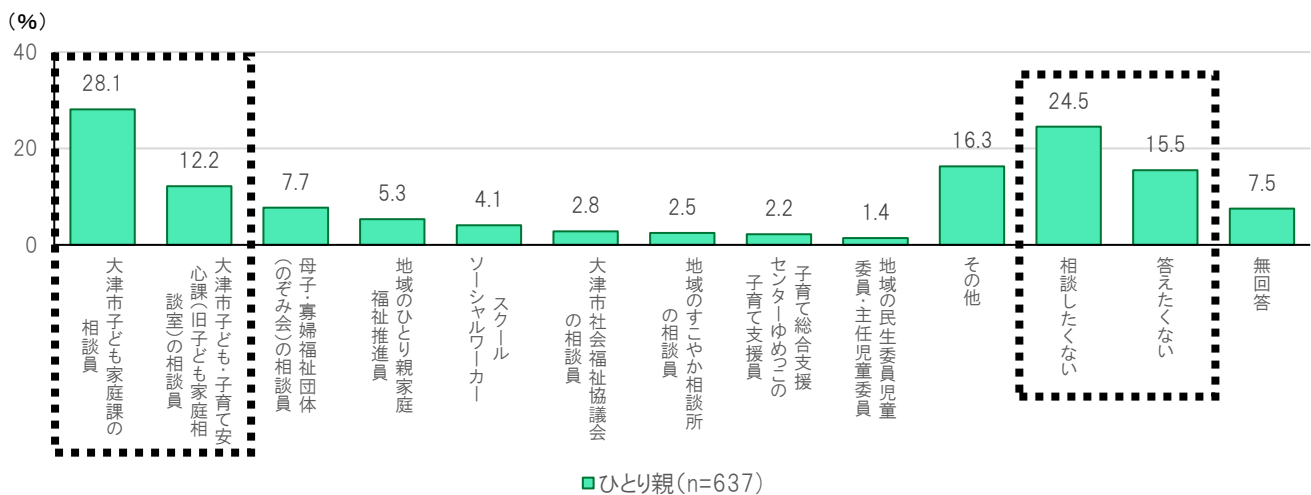
一般層ほど、相談したい悩みとして「子どもの教育・進学について」「仕事について」が高い傾向にあり、低所得層では「生活費について」が高くなる傾向にあります。

悩みの相談先としては、「大津市子ども家庭課の相談員」や「大津市子ども・子育て安心課（旧子ども家庭相談室）の相談員」の希望が高い一方で、「相談したくない」が24.5%、「答えたくない」が15.5%と高い傾向にあります。

◆相談したい悩み



◆悩みを相談したい行政や地域の相手



子どもの生活実態調査・ひとり親家庭生活実態調査
結果報告書《概要版》

（令和 6 年 3 月）

大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

TEL 077-528-2917

Fax 077-528-2792

Mail otsul488@city.otsu.lg.jp

